

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6K6Z23C02120		6L7X2A20011 0001				GS-C-G-Z-260003				
品名 または 件名										
電子計算機システム等に係る技術支援等役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							0		
納地または工事場所				引 渡 場 所						
市ヶ谷				陸幕 装計部 通電						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年10月1日(木)～令和9年9月30日(木)						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年8月3日（月）10時00分 中央会計隊入札室（E—1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和8年7月16日17時00までに書面等にて提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合には請書、250万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項（第2号）」
「超過利益の返納に関する特約条項（第5号）」
「談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）」
「暴力団排除に関する特約条項（第11号）」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（第17号）」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。
- コ その他の項目については別紙による。

サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

(TEL : 03-3268-3111内線)

陸上幕僚監部装備計画部通信電子課 高橋

(TEL : 03-3268-3111 内線40955)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
電子計算機システム等に係る 技術支援等役務		GS-C-Z-260003	
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	令和	8年 6月 29日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、電子計算機システム等に係る技術支援等役務（以下、“技術支援役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001（以下、“一般共仕”という。）の1.2及びJIS X 0001～JIS X 0032によるほか、次による。

1.2.1 **DI** 防衛情報通信基盤（Defense Information Infrastructure）のことをいい、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等が加入し、体系的に構築される超高速・大容量の通信ネットワークの総称をいう。

1.2.2 **COTS** Commercial Off The Shelf の略語で、民間出資で開発された利用者を特定しない汎用的なアプリケーション・ソフトウェアをいう。

1.2.3 **駐屯地等情報基盤** 陸上自衛隊の駐（分）屯地に整備された、主に陸上自衛隊のコンピュータ・システム等が加入するローカルエリアネットワークの総称をいう。

1.2.4 **電子計算機システム** 電子計算機、周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア及びデータで構成されるものであって、これら全体で一貫した業務処理を行うものをいう。

1.2.5 **電子計算機システム等** 電子計算機システムのほか、情報通信技術に係る通信器材、電子器材及び施設器材をいう。

1.2.6 **RMF** 米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF：Risk Management Framework）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時の最新版とする。

ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

ISO 9001（品質）

ISO/IEC 27001（情報セキュリティ）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）[防衛調第4608号（19.4.27）]

防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則 [防衛庁訓令第38号（12.3.30）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防衛庁（事）第263号（5.6.30）]

著作権法（昭和45年法律第48号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

1.3.2 関連文書

a) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号（19.9.20）]

情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防衛情第9248号（19.9.20）]

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第 14550 号（5.7.3）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領〔防整サ第 14551 号（5.7.3）〕

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）〔防運情第 9249 号（19.9.20）〕

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第 807 号（令和 3.1.21）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第 3 号（31.1.9）〕

b) その他

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025 年（令和 7 年）5 月 27 日デジタル社会推進会議幹事会決定）

経済財政運営と改革の基本方針 2025〔閣議決定（令和 7.6.13）〕

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日デジタル庁）

電子計算機システム等に係る技術支援役務 最終役務成果報告書、中間役務成果報告書、個別報告書

2 技術支援役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 技術支援役務は、陸上自衛隊の電子計算機システム等に係る調達業務等の陸上幕僚監部装備計画部通信電子課（以下、「通電課」という。）が所掌する業務を技術面で支援する役務である。

なお、技術支援役務は、官側業務を支援するものであり、本来、官側の責務に帰する業務を代行するものではない。

- b) 技術支援役務の支援対象は、原則として通電課の業務とするが、他部署からの支援依頼がある場合は、通電課の承認のもと技術支援役務を実施する。

2.2 技術支援役務の内容

役務従事者は、陸上自衛隊の全ての電子計算機システム等を対象とし、利用者満足度が高く、透明性があり、効率的な電子計算機システム等の調達を最小限のコストで達成することを目標として、以下の業務を実施する。

2.2.1 技術支援役務全般管理業務

a) 役務実施計画書の作成

技術支援役務の実施にあたり、支援対象となる電子計算機システム等の構成品、事業等の特性及び通電課の業務計画を把握の上、次に挙げる内容を記載した役務実施計画書を作成し、契約後速やかに提出する。

1) 業務分析

調達基本計画書及び技術支援役務の内容に基づき、通電課の業務分析を実施する。

2) リスク管理計画

前項 1) の業務分析の結果に基づき、想定される事業上のリスク分析を実施、リスクを低減する為の具体的な方策を検討し、リスク管理計画を作成する。

3) 支援実施計画

前項 1) の業務分析の結果に基づき、官側担当者の業務特性を踏まえた技術支援役務の役務実施計画を作成する。

なお、前項 2) で作成したリスク管理計画を考慮する。

4) 役務実施体制

契約の相手方の支援体制及び技術支援役務従事者の能力と役割、職務経歴等について記載した役務実施体制を作成する。

5) 情報の保全体制及び秘密保全体制

4.4 及び 4.5 に基づき、契約の相手方が技術支援役務を実施するにあたっての保全体制を作成する。

b) 技術支援役務進捗管理及び役務実績管理

技術支援役務の進捗管理及び実績管理として、次の内容を実施する。

1) タスク進捗管理

2) 役務従事者の配置スケジュール管理

3) 月間役務時間報告書の作成

4) 技術支援役務実施に当たり必要となる各種申請等

c) 報告

報告は、通電課が示す時期に次の内容を実施する。

- 1) 中間役務成果報告
- 2) 最終役務成果報告

d) 引継ぎ

引継ぎは、次による。

1) 前技術支援役務事業者からの引継ぎ

契約の相手方は、技術支援役務に必要な事項について前技術支援役務事業者が提出した資料（役務実施計画書及び役務成果報告書等）をもとに、技術支援役務に遅滞が生ずることのないよう業務内容を理解し、業務開始以降、速やかに業務に着手する。

2) 次期技術支援役務事業者への引継ぎ

契約の相手方は、契約終了までの間に、継続業務など次期技術支援役務事業者への引継ぎに必要な事項を役務成果報告書に含めるか、又は別途提出書類として通電課に提出する。

2.2.2 電子計算機システム等利用技術に関する業務支援（調達業務等支援）

電子計算機システム等の効率的な調達・整備に当たっては、電子計算機システム等の通信技術の動向、内外の先進事例・成功事例、情報保証訓令等の適用対象の拡大を踏まえ、陸上自衛隊の各電子計算機システム等の調達計画、構成及び見積の妥当性等について適切な評価を行う必要があることから、専門的な技術的知見をもって調達業務を支援する。また、必要に応じ、当該情報システムのD I Iへの加入、駐屯地等情報基盤等の利用を考慮し、支援する。

なお、支援する業務の内容は、次による。

- a) 電子計算機システム等の予算関連業務における電子計算機システム等の構成に係る評価
- b) 電子計算機システム等の調達計画の妥当性評価
- c) 電子計算機システム等の要求性能妥当性評価（市場価格調査、要求性能書案の分析、助言等）
- d) 電子計算機システム等の見積分析、賃貸借方式の検討
- e) 電子計算機システム等の同等品に関する情報収集（申請内容の技術的確認、参考価格見積）
- f) 電子計算機システム等の維持・保守におけるサービスレベル管理に対する助言
- g) 電子計算機システム等の監査、調査に関する技術的支援
- h) I T利用装備品及び情報システムのサプライチェーン・リスク対応等、調達上のセキュリティリスクに関する技術的な確認及び助言等
- i) リスク管理枠組み（RMF）対応に関する技術的支援及び助言等

2.2.3 電子計算機システム等利用技術に関する業務支援（設計調整業務等支援）

電子計算機システム等の効率的な調達・整備に当たっては、電子計算機システム等の通信技術の動向、内外の先進事例・成功事例等を踏まえ、陸上自衛隊の各電子計算機システム等の整合性をもって進めていく必要があり、専門的な知見をもって、業務を支援する。また、必要に応じ、当該情報システムのD I Iへの加入、駐屯地等情報基盤等の利用を考慮し、支援する。

なお、支援する業務の内容は、次による。

- a) 各種審査会資料の分析及び評価
- b) 必要に応じ、その他の会議等資料の分析及び評価

2.2.4 電子計算機システム等利用技術に関する業務支援（その他）

陸上自衛隊の各電子計算機システム等の調達業務におけるその他の業務を支援する。

- a) 各電子計算機システム等の改善に係る要求性能等の分析、提案
- b) 電子計算機システム等の維持整備に資する最新技術動向調査
- c) サプライチェーン・リスク等に係る国際情勢等の把握に資する動向調査
- d) 技術情報の翻訳
- e) 上記a)～d)の官側に対する教育の実施
- f) 上記a)～e)のほか、通電課との調整により調達業務に必要な電子計算機システム等利用技術に関する業務支援を実施する。

2.3 要求する能力と体制

2.3.1 能力に関する要求

能力に関する要求は、契約の相手方にとって、会社として必須な能力及び技術支援役務の実施項目毎において役務従事者に必要とされる能力に分けて定め、細部は次による。

- a) 契約の相手方に必須な能力

技術支援役務は、陸上自衛隊で調達する電子計算機システム等の調達業務及びそれに関連する官側業務が支援対象であることから、契約の相手方は、官公庁における電子計算機システム等の調達支援を行うため、次に示す能力を有する。

- 1) 直近3年以内に官公庁に設置している電子計算機、周辺機器及びネットワーク並びに、これらで使用するソフトウェア（クラウド基盤及びAI技術を含む。）を運用するための経常的な経費が年間1億円以上の電子計算機システムの調達支援（予算要求、要件定義（仕様書作成）、提案書評価、設計審査等）実績を有する。
 - 2) 官公庁が全国規模で展開する仮想化基盤や認証基盤等を採用したネットワークで構成される電子計算機システムの調達支援（要件定義、仕様書作成、提案書評価、設計審査等）又はネットワーク設計、構築実績を有する。
 - 3) 官公庁の電子計算機システムに関する技術支援の実績を有する。
 - 4) 陸上自衛隊の編成、各機関・部隊等の任務を理解している。
 - 5) 官公庁における宇宙安全保障に関する調査研究の実績を有する。
 - 6) 防衛省におけるリスク管理枠組み（RMF）の技術支援の実績を有する。
- b) 技術支援役務に必要な能力
- 1) 技術支援役務の役務従事者は、図1に示す能力を有している。
 - 2) 図2に示す作業内容には、図1において指定した能力を有した技術者があたる。

2.3.2 体制に関する要求

官側業務を適時的確に支援するため、官側の要請に対応できる体制をとる。

2.4 役務実施場所・役務実施期間等

2.4.1 役務実施場所

技術支援役務における実施場所は、市ヶ谷駐屯地、官側が許可した契約相手方事務所およびテレワーク勤務環境とし、状況により官側が指定した自衛隊施設等とする。

2.4.2 技術支援役務期間及び技術支援役務時間

技術支援役務を実施する期間及び技術支援役務時間については次による。

a) 期間

令和8年10月1日～令和9年9月30日

b) 技術支援役務時間

- 1) 技術者1は、1,690時間を基準とする。
- 2) 技術者2は、1,940時間を基準とする。
- 3) 技術者3は、1,940時間を基準とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

契約の相手方の条件は、次による。

- a) 契約の相手方は、本件の公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、技術支援役務の対象となった陸上自衛隊の電子計算機システム等の設計・製造及び機器等借上にかかわる事業の契約の相手方（契約の相手方の連結親会社、連結子会社、持分法適用会社も含む。）とはならない。
- b) 契約の相手方は、日本国内に本社がある。
- c) 技術支援役務を実施する部門を対象として、品質管理体制について、ISO9001の認証を取得している。
- d) 技術支援役務を実施する部門を対象として、ISO/IEC27001又はこれと同等の認証を取得している。
- e) 技術支援役務の従事者は日本国籍をもつ。
- f) 経済産業省が所掌する次の情報セキュリティサービス基準に適合したサービスを有している。
 - 1) 情報セキュリティ監査サービス
 - 2) 脆弱性診断サービス

4.2 会議又は審査会等

契約の相手方は、表1を基準とし、その他、通電課が指定する会議等に参加する。

表1—会議又は審査会等（基準）

番号	会議名称	項目	開催頻度	参加者		実施場所
				能力区分	人数	
1	電子計算機システム等の事業要求元等が主催する会議等	2.2.2 又は 2.2.3 の実施する上で必要な情報収集等	必要の都度	技術者1, 2又は3	1名以上	通電課の指定する場所
2	定例打合	技術支援役務全般管理に係る調整	1回/週	技術者1	1名以上	
3	役務実施計画報告会	2.2.1に関する報告	1回/契約期間中	技術者1	1名以上	
4	役務成果報告会	2.2.1の実施成果に関する報告	2回/契約期間中	技術者1	1名以上	

4.3 提出書類

提出書類等は、表2によるものとし、契約の相手方は、通電課の確認を受けた後、提出する。
 なお、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。

表2—提出書類等

番号	提出書類	提出時期及び要領	数量	提出先	提出媒体
1	役務実施計画書	契約締結後速やかに、官の指定する様式により提出	1部	陸幕装計部 通電課 (監督官)	電子データ又は紙媒体：A4
2	役務従事者名簿	契約締結後速やかに、官の指定する様式により提出	1部	陸幕装計部 通電課 (監督官)	電子データ又は紙媒体：A4
3	月間役務時間報告書	図3により、翌月の15日までに提出	1部	陸幕装計部 通電課 (監督官)	電子データ又は紙媒体：A4
4	個別報告書等	役務終了時速やかに、官の指定する様式により提出	1部	陸幕装計部 通電課 (監督官)	電子データ又は紙媒体：A4
5	中間役務成果報告書、最終役務成果報告書	報告会終了後速やかに、官の指定する様式により提出	各1部	陸幕装計部 通電課 (監督官)	電子データ又は紙媒体：A4
注記1 役務従事者名簿は、役務に従事する担当者の所属、氏名、役職等、官側が指定する項目を含む。 注記2 個別報告書等は、2.2.2～2.2.4の各報告書等の電子データをまとめて目録を付したものとす。					

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.5 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 保護すべき情報については情報セキュリティ指定書による。

4.6 著作権

技術支援役務において、官側に成果物を提出したとき、その著作権も附属して官側に移転する。ただし、契約の相手方が技術支援役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.7 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.8 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。この際、施設の利用に際しては、“防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則”に基づき適切に実施する。また、技術支援役務の実施に係る調査、資料作成等に必要な機器の使用に際しては、当該機器の準備は契約の相手方が実施するものとし、紛失、盗難及び故障の責は契約の相手方が負う。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 役務実施場所としての通電課会議スペースの利用
- c) 役務実施場所での机、椅子の利用及び電力、用水などの使用
- d) 技術支援役務に必要な機器の使用
- e) 必要な資料などの提示
- f) その他官側が必要と認めた事項

4.9 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

番号	能力区分	概要	
		業務系能力	IT能力
1	技術者 1	a) 情報セキュリティを考慮した電子計算機システム及びネットワークの要件定義、設計、構築経験を有する。 b) 防衛省の電子計算機システム等の予算要求に係る技術支援の能力を有する。 c) 防衛省の電子計算機システム等の調達業務（仕様書作成、提案書評価）の技術支援の能力を有する。 d) 防衛省の大規模電子計算機システムの設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプロジェクト管理、リスク管理支援の能力を有する。 e) 24時間365日稼働の電子計算機システムの運用経験を有する。 f) 情報保証訓令等の規則 防衛省の情報セキュリティ、秘密保全関連訓令等に関する知識を有する。 g) 防衛省の電子計算機システムのセキュリティ基準、セキュリティ・ポリシー等の技術的な規則作成支援の能力を有する。 h) D I I又は駐屯地等情報基盤ネットワーク加入の支援の能力を有する。 i) 電子計算機システム等に係る諸外国軍、国際情勢等の動向調査及び分析を行う能力を有する。	a) O S Solaris, Windows Server, Linux 等サーバOSに関する高度な知識を有する。または、サーバ設計・設定に関する高度な知識を有する。 b) データベース Oracle データベース, Microsoft SQL Server 等のデータベース構築、運用に関する高度な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。 c) ネットワーク ネットワーク設計、構築に関する高度な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。 d) C O T S等 陸上自衛隊における電子計算機システムで採用しているC O T Sに関する知識を有する。 e) 陸上自衛隊の電子計算機システム等 陸上自衛隊の電子計算機システムの構成、機能に関する知識を有する。 f) 防衛省の電子計算機システム等 D I I, 駐屯地等情報基盤に関する知識を有する。
2	技術者 2	a) 情報セキュリティを考慮した電子計算機システム及びネットワークの要件定義、設計、構築経験を有する。 b) 防衛省等官公庁の電子計算機システム等の調達業務（仕様書作成、提案書評価）の技術支援の能力を有する。 c) 大規模な電子計算機システムの設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプロジェクト管理、リスク管理支援の経験を有する。 d) 24時間365日稼働の電子計算機システムの運用経験を有する。 e) 防衛省等官公庁の電子計算機システムのセキュリティ基準、セキュリティ・ポリシー等の技術的な規則作成支援の能力を有する。 f) 電子計算機システム等に係る諸外国軍、国際情勢等の動向調査及び分析を行う能力を有する。 g) 情報保証等 情報セキュリティ規則、対策に関する知識を有する。 h) 衛星通信等に係る国内・諸外国の動向調査及び分析を行う能力及び実績を有する。	a) O S Solaris, Windows Server, Linux 等サーバOSに関する高度な知識を有する。または、サーバ設計・設定に関する高度な知識を有する。 b) データベース Oracle データベース, Microsoft SQL Server 等のデータベース構築、運用に関する高度な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。 c) ネットワーク ネットワーク設計、構築に関する高度な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。 d) C O T S等 陸上自衛隊における電子計算機システムで採用しているC O T Sに関する一般的な知識を有する。 e) D X及びA Iに関する知識を有する。 f) 衛星通信やリモートセンシング技術に関する知識を有する。 g) サイバーセキュリティ「情報処理安全確保支援士」または「CISSP (Certified Information Systems Security Professional)」の資格を有する。

図 1—技術支援役務における能力区分

番号	能力区分	概要	
		業務系能力	IT 能力
3	技術者 3	a) 電子計算機システム等の調達実務の経験を有する。 b) 電子計算機システムの設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプロジェクト管理、リスク管理支援の経験を有する。 c) 電子計算機システム等に係る諸外国軍、国際情勢等の動向調査及び分析を行う能力を有する。 d) サプライチェーン・リスク等に係る国際情勢把握に資する動向調査を行う能力及び実績を有する。 e) 技術情報の翻訳を行う能力を有する。 f) 情報保証等 情報セキュリティ技術に関する知識を有する。	a) OS Solaris, Windows Server, Linux 等サーバ OS に関する知識を有する。または、サーバ設計・設定に関する知識を有する。 b) データベース データベースサーバの構築、運用に関する一般的な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。 c) ネットワーク ネットワーク設計、構築に関する知識を有する。または、設計・構築経験を有する。 d) COTS 等 陸上自衛隊における電子計算機システムで採用している COTS に関する一般的な知識を有する。 e) DX 及び AI に関する知識を有する。

図 1ー技術支援役務における能力区分（続き）

仕様書項番	分類	作業内容	能力区分		
			技術者1	技術者2	技術者3
2.2.1	技術支援役務全般管理業務	a) 役務実施計画書の作成	○		
		b) 技術支援役務進捗管理及び役務実績管理	○		
		1) タスク進捗管理			
		2) 役務従事者の配置スケジュール管理			
		3) 月間役務時間報告書の作成			
		4) 各種申請等	○	○	○
2.2.2	電子計算機システム等利用技術に関する業務支援（調達業務等支援）	c) 報告	○		
		d) 引継ぎ	○	○	○
		e) 2.2.1 項の実施に係る調査，資料作成	○	○	○
		a) 電子計算機システム等の予算関連業務における電子計算機システム等の構成に係る評価	○	○	
		b) 電子計算機システム等の調達計画の妥当性評価	○	○	
		c) 電子計算機システム等の要求性能妥当性評価（市場価格調査，要求性能書案の分析，助言等）	○	○	○
		d) 電子計算機システム等の見積分析，賃貸借方式の検討		○	
		e) 電子計算機システム等の同等品に関する情報収集（申請内容の技術的確認，参考価格見積）		○	○
		f) 電子計算機システムの維持・保守におけるサービスレベル管理に対する助言		○	
		g) 電子計算機システムの監査，調査に関する技術的支援		○	
		h) IT利用装備品及び情報システムのサプライチェーン・リスク対応等，調達上のセキュリティリスクに関する技術的な確認及び助言等	○	○	○
		i) リスク管理枠組み（RMF）対応に関する技術的支援及び助言等	○	○	○
		j) 2.2.2 項の実施に係る調査，資料作成	○	○	○

図 2－技術支援役務作業体系

仕様書項番	分類	作業内容	能力区分		
			技術者1	技術者2	技術者3
2.2.3	電子計算機システム利用技術に関する業務支援（調整業務等支援）	a) 各種審査会資料の分析及び評価	○	○	○
		b) その他の会議に関する支援	○	○	○
		c) 2.2.3 項の実施に係る調査，資料作成	○	○	○
2.2.4	電子計算機システム利用技術に関する業務支援（その他）	a) 電子計算機システム等の改善要求等の明確化		○	○
		b) 電子計算機システム等の維持整備に資する最新技術動向調査		○	○
		c) サプライチェーン・リスク等に係る国際情勢把握に資する動向調査	○	○	○
		d) 技術情報の翻訳	○	○	○
		e) 官側に対する教育	○	○	○
		f) 調達業務に必要な電子計算機システム等利用技術に関する業務支援	○	○	○
		g) 2.2.4 項の実施に係る調査，資料作成	○	○	○

図2－技術支援役務作業体系（続き）

調達要求番号			契約番号		
契約件名	電子計算機システム等に係る技術支援等役務				
会社名			契約の相手方 責任者	〈電子印・署名（基準）〉	
役務報告期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
作業実施者 (技術者レベル)	① () ② () ③ () ④ () (※1) (多数時は別表を添付)				
仕様書項番	作業指示書項番	月間作業工数 (H)		作業実施者 (※1 欄より該 当者の番号を指 定)	備考
		自衛隊施設等	官側が許可した契 約相手方事務所		
2.2.1					
2.2.2					
2.2.3					
2.2.4					

図3 一月間役務時間報告書（様式）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	6 L 7 X 2 A 2 0 0 1 1
	調達要求年月日	令和 8 年 7 月 2 日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 日
品 名	電子計算機システム等に係る技術支援等役務	
仕 様 書 番 号	G S - C - Z - 2 6 0 0 0 3	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。（令和5年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1 機能	(1) ネットワーク構成	○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 要求性能作成支援などにおいて保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。	—
	(2) 他システムとの接続		
2 性能	(1) 装置の構成		
	(2) ソフトウェア一覧		
	(3) 設置場所		
	(4) 装置の機能・性能		
3 文書及び情報	(1) 官との会議・会同資料		
	(2) システムそのものの脅威となる情報やそれに係る文書		
	(3) RMFに係る文書		
	(4) 仕様書別冊		

3 特記事項 な し

入 札 書

調 達 要 求 番 号	6L7X2A20011	契約実施計画番号	6K6Z23C02120
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円 (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
電子計算機システム等に係る技術支援等役務	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷		納入期限(工期)	令和8年10月1日～ 令和9年9月30日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 8 月 3 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和8年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者